

番号	1. ①
項目	<u>第 10 期の介護保険料改定では、保険料を引き下げ、段階の細分化、第一段階の乗率の引き下げ、最高段階の乗率は引き上げるように、課長会議等で本庁に要請すること</u>
(下線部について回答) 本市の特色として、家族の介護を受けることが容易でない一人暮らしの高齢者の 65 歳以上の世帯に占める割合が、令和 2 年度の国勢調査において 45. 0%と全国平均よりも 15. 4 ポイント高い状況となっています。このため、介護認定を受けられる方の割合である認定率が、令和 8 年 3 月末で 28. 6%と全国平均より 8. 4 ポイント高くなり、介護サービスを受けられる方が多い状況となっていることから、介護サービスに係る費用も大きくなり、保険料が高くなる傾向となっています。 第 10 期介護保険料改定にあたっては、国の制度改正の動向を注視しながら検討を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	1. ②
項目	介護保険の申請や相談については、懇切丁寧に対応すること。
(回答) 介護保険の申請や相談につきましては、これまでから、区役所の介護保険等窓口並びに地域包括支援センター等において相談に来られた方のお話を伺い、介護保険の申請等、その方の状況に適した対応を行っているところであります。 今後さらなる高齢化の進展する中、区民の皆さまのお話を傾聴し、丁寧な説明などの対応に引き続き努めてまいります。	
担当	此花区役所 保健福祉課（福祉） 電話：06-6466-9857

番号	1. ③
項目	介護保険料の滞納者・未納者については、無理な取り立てや滞納処分をせず、理解と納得を得た対応を行うこと。
(回答) 介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう社会保障制度です。 介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険者間の負担の公平性を損なうものであることから、滞納被保険者に対する粘り強い納付督促を行いながら、滞納保険料の圧縮・解消に努めているところです。 介護保険料については、介護保険法第144条により、「地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする」と規定されており、地方自治法第231条の3第3項に規定される歳入については、納期限までに納付がない場合、期限を指定して督促を行い、督促による納付期限までにその納付すべき金額の納付がない場合には、地方税の滞納処分の例により処分することができると規定されています。 本市では、納付期限までに介護保険料の納付がない場合、あらためて納付期限を定め、督促状を送付し納付をお願いしているところであり、督促状送付後においても、お電話や文書の送付、必要に応じて訪問を行うなど、きめ細かに納付のお願いをしているところです。しかしながら、納付のご相談や特段の事情がないまま滞納が累積している場合には、やむを得ず上記規定に基づき、滞納処分（差押え）を執行しています。 なお、納付困難の相談対応時等に、生活の困りごと等を把握した場合には、適切な相談支援機関を案内するなど、丁寧な対応を行っているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	1. ④
項目	介護保険料の軽減措置について、決定通知書に記載するだけでなく、広報誌に掲載するなど、制度を広く告知し、活用すること。
(回答) 本市では、介護保険料決定通知書を送付する際に同封するビラに、減免制度についての情報を記載し、毎年すべての被保険者へ周知しております。また、本市のホームページに情報を掲載するほか、介護保険パンフレット（ハートページ）に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口に着用しています。加えて、減免制度の説明ビラを各区窓口に設置し、来庁者に案内しております。 さらに、65歳に到達した方や市外からの転入者など、新たに本市における被保険者資格を取得する方へ介護保険被保険者証を送付する際、減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封することで、被保険者へ情報を周知しております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	1. ⑤
項目	介護認定は速やかに 30 日以内に認定出来るように必要な措置を講ずること。また、「緊急を要する者」については、迅速に認定するように督促すること。
(回答) 要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第 27 条に基づき当該申請を受理してから 30 日以内に行う必要があり、また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えております。 本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼を行うとともに、依頼後 15 日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、進捗管理の徹底を指示しています。 認定調査業務の委託事業者については、複数の指定事務受託法人や居宅介護支援事業者へ委託を行い、本市からの調査依頼後 10 日以内の調査完了を指示しているところです。なお、令和 7 年度の平均処理期間は 38.3 日となっており、この平均処理期間には、本人都合による遅れなども含まれていることから、それらを除くと概ね遅滞なく認定調査が行われているものと考えております。 また、末期がん等の方など要介護・要支援認定を迅速に行う必要がある方につきましては、認定申請受付時に各区保健福祉センター介護保険担当、または認定事務センターから各訪問調査員室に認定調査を至急で行っていただくよう電話連絡を行っております。各訪問調査員室は、認定調査依頼書の到着を待たずに、被保険者等申請者へ訪問日の日程調整を行い、迅速な認定調査を行っております。認定申請時に末期がん等で、至急対応の対象とした被保険者については、一次判定日より直近の審査会当日に至急案件として追加で審査判定を行う等迅速な認定が行えるよう体制を構築しております。 引き続き法定期間で適正な要介護認定を行うよう取り組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 電話：06-4392-1727

番号	1. ⑥		
項目	訪問型サービス（生活支援）が、幅広く利用できるよう地域包括センターと連携して改善すること。		
（回答） 要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスとしてそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスとして実施しています。 総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、介護予防及び生活支援を目的として、適切なアセスメントにより利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が理解した上で、目標の達成に取り組むよう促すとともに、利用者の個々の状態に応じた多様なサービスを適切に利用することについて検討し、ケアプランを作成することが重要となります。 本市では、サービス利用対象者に対して適切な総合事業のサービスが提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う際には、訪問型サービスの決定プロセスを標準化し、客観的に判断するための指標を設け、地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業者においては、当該指標に沿って利用者の状態に応じたサービスを利用いただいています。 なお、訪問型サービスのうち生活援助型サービスについては、令和5年度では126,244件、令和6年度では127,698件、令和7年度では127,561件の利用実績があります。			
担当	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028
	福祉局	高齢者施策部	地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060

番号	1. ⑦
項目	虐待・孤立・近隣とのトラブル・サービス拒否等の「支援困難者」の支援については、サービス利用者任せにせず、区役所と地域包括支援センターが、ケアマネジメントを行うこと。
(回答) 地域包括支援センターでは、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、他の職種や地域の関係者、関係機関と連携し、助言等を行うこととしています。 複合的な課題を含む相談については、地域包括支援センターが様々な関係機関と連携・協力して対応していますが、既存のしくみでは解決できない場合には、各区において、総合的な相談支援体制の充実事業を活用し、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し支援方針等を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、支援が困難な事例の解決に向けて取り組んでいるところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973

番号	1. ⑧
項目	おむつを必要とする要介護者・高齢者のおむつ代を補助すること。
(回答) 本市の介護用品支給事業では、次の要介護高齢者を在宅で介護されている家族（介護者）を対象とし、介護者世帯および要介護高齢者世帯ともに、市民税非課税世帯である場合に、「おむつ」をはじめとした介護用品と引き換えることができる給付券を交付しています。 ① 介護保険制度の要介護状態区分が4または5の方 ② 介護保険制度の要介護状態区分が3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方 当事業は、高齢者福祉の増進を図ることを目的とするとともに、在宅において要介護高齢者を介護する家族の負担を軽減するために実施しており、今後も国の制度の動向や、利用者のニーズ等を把握しながら引き続き事業を実施してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060

番号	1. ⑨
項目	補聴器購入助成制度については、ボランティア活動等の条件削除、補助金の引き上げ、区役所での申請受付をできるように改善すること。
(回答) 本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な 65 歳以上の高齢者の方の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和 7 年 4 月 1 日より、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける 65 歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。 本事業の助成に係る上限の金額については、すでに 65 歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、1 人の対象者につき 25,000 円を上限としております。 また、迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請を基本とし、申請の受付をはじめ、関連する書類の審査、助成の決定までを含めた業務のすべてを福祉局で行っています。 申請方法につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に掲載していますが、各区役所をはじめ、案内冊子を様々な場所で配布するなど、多くの方に手に取っていただけるよう、広く周知に努めてまいります。 申請方法につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に掲載していますが、各区役所をはじめ、案内冊子を様々な場所で配布するなど、多くの方に手に取っていただけるよう、広く周知に努めてまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（介護予防グループ） 電話：06-6208-9957

番号	1. ⑩
項目	高齢者が外出したり、地域で活動・交流できるよう「老人憩いの家」事業を復活し、財政や人的支援の施策を行うこと。
(回答) 「老人憩いの家」は、地域集会所と同様に幅広い世代に利用されていたことから、令和2年4月1日に、地域活動の場である地域集会施設に一本化しております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 (いきがいグループ) 電話：06-6208-8054 此花区役所 保健福祉課 (福祉) 電話：06-6466-9857

番号	2. ①
項目	乳幼児健診（3 か月、1 歳半、3 歳）の未受診児童をなくすこと。
(回答) 本市では、3 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査を各区保健福祉センターにおいて集団方式で実施しております。 未受診児童へは、各区保健福祉センターより郵送による再通知や電話・訪問等による受診勧奨を根気よく行い、受診勧奨につながるよう取り組んでいます。取り組みを行ってもなお未受診で連絡が取れない家庭については、保健師による訪問に加え、通所施設等への状況確認や、民生委員・児童委員・主任児童委員による見守り等を実施し、現状の把握や乳幼児健康診査の受診勧奨の声かけを行っております。 引き続きあらゆる手法を用いて受診勧奨に努めてまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966

番号	2. ②
項目	幼稚園や保育園に通っていない「4歳児訪問事業」の実情を公表すること。
(回答) 本市では令和2年度より「大阪市版ネウボラ」の取組の一環として、本市に居住する全ての4歳児を対象としたポピュレーションアプローチとして、保健師等による健康教育や子育て相談、絵本配付などを行う「4歳児訪問事業」を実施しております。 令和7年度の実績につきましては、施設訪問が17,386件、家庭訪問が352件、合計17,738件となっており、幼稚園や保育所等を利用していない未就園児の実情については、個々の実情の公表は難しいと考えておりますが、今後も本事業により、3歳児健康診査以降、就学時健康診断（5歳児）までの間の全4歳児を対象とした状況把握を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実を図ってまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部管理課（子育て支援グループ） 電話：06-6208-8111

番号	2. ③
項目	無料低額診療医療制度を広く啓発し、利用をはかること。また、制度に賛同・参加する医療機関を増やすこと。
(回答) 「無料低額診療事業」は、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業として、生計困難者のために無料又は低額で診療を行う事業であり、本市内では 15 箇所の病院、34 箇所の診療所にて実施されています。(令和 8 年 4 月 1 日現在) 本事業の周知については、大阪市ホームページに掲載するとともに、市民の皆さんのくらしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市くらしの便利帳」において、事業概要を案内しています。 なお、国は無料低額診療事業について、「社会情勢等の変化に伴い必要性が薄らいでいることから抑制を図るものであること」(平成 13 年 7 月 23 日社援発第 1276 号 厚生労働省社会・援護局長通知)としております。 本市としては、国の動向を注視しつつ、届出があった場合には関係要件を確認のうえ、適切に受理し、事業が円滑に実施されるよう対応しております。	
担当	福祉局 総務部 総務課 (法人監理グループ) 電話 : 06-6241-6541

番号	2. ④		
項目	コロナ・インフルエンザなどの感染症、熱中症、食中毒等の対策について、区民への情報発信、区民の要望への対応など、丁寧に対応すること。		
(回答) 感染症の対策として、新興・再興感染症の発生やまん延等に備え、令和4年12月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定したところです。市民等が感染症予防を主体的に実施できるよう、パンフレットや教材の作成、ホームページでの啓発、キャンペーン、各種研修の実施等を通じ、感染症に関する正しい知識の普及に努めてまいります。 熱中症の対策について、本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、広報紙等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、熱中症予防についての注意喚起を行っております。今後とも、気象状況にも十分留意しながら、関係局等において熱中症対策に取り組んでまいります。 食中毒の対策について、食中毒等の飲食に起因する危害の発生を未然に防止し、市民の食生活の安全性確保を図るため、本市では毎年、食品衛生法等の規定に基づき大阪市食品衛生監視指導計画を策定し、監視指導を行っています。当該計画の策定にあたってはパブリック・コメントを実施し、市民の意見を募集し、その内容を計画に反映しています。また、市民の皆さんに対しては、食中毒予防等の食品衛生に関する最新情報をSNS、大阪市ホームページや広報紙等を用いて、広く発信しています。さらに、例年、高温多湿のため細菌性食中毒が発生しやすくなる夏期及び、ノロウイルスによる食中毒が多く発生する冬期は、啓発チラシの配布、食中毒予防街頭キャンペーン等の啓発事業も実施しています。			
担当	健康局	大阪市保健所	感染症対策課 電話：06-6647-0656
	健康局	健康推進部	健康施策課 電話：06-6208-9953
	健康局	生活衛生部	生活衛生課 電話：06-6208-9991

番号	3. ①②
項目	① 国保料の滞納者や納入困難者への相談は、「支払い可能な」対応をおこなうこと。 ② 滞納者については、給与などの差し押さえは極力避けて、「滞納処分の停止」などの処置を躊躇することなく活用すること。また、換価の猶予、納税の猶予を活用すること。
(回答) 国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しています。 本市では、保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。 保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しています。 それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押え等の滞納処分を行っています。 また、滞納処分を行う財産がないなどの理由により、納付能力がないと本市が判断したときは、関係法令に基づき、納付能力が回復するまで滞納処分の停止等を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号	3. ③
項目	所得減少減免措置の広報を行い、申請・相談者には丁寧に対応するとともに、申請・審査は区役所で行うこと。また、即時減免については、見積の裏付け書類等を簡素化するなど利用しやすく改善すること。
(回答) 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところです。減免制度につきましては、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。 減免申請の受付・審査は各区役所で行っており、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。また、減免申請の受付・審査の際には、減免可否及び所得減少率を適正に判定するため、必要書類等を求めているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7965

番号	3. ④
項目	一部負担金免除の制度を広く知らせて、活用を援助すること。
(回答) 一部負担金減免制度の制度周知につきましては、これまでも「区役所窓口等へのビラの配架」のほか、資格確認書送付の際に同封する「国保だより」や、該当する世帯に2か月毎に送付する「医療費のお知らせ」、「大阪市の国民健康保険（ガイドブック）」、といった紙媒体による周知や、「大阪市ホームページ」において情報発信を行ってきたところです。 ホームページに関しては、関連ページで制度案内を掲載するとともに、一部負担金減免制度を案内するページにアクセスしやすくなるようリンクを設定するなど、内容の充実に努めております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	3. ⑤
項目	保険証を保持者していない人への資格確認証送付などの措置を広く知らせること。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。 法令等においては、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方等には、引き続き保険診療を受けられるよう世帯主の申請に基づき「資格確認書」を交付することとされています。 なお、厚生労働省通知において、当面の間はマイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書を交付することとされています。 本市の国民健康保険におきましても、当該通知に基づき、令和8年10月中に対象の方に資格確認書を一斉交付する予定であり、制度案内パンフレット及び各区広報紙、ホームページ、SNS等にて広報を行っています。 本市といたしましても、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて丁寧な広報・周知に努めているとともに、国民が納得できる丁寧な説明や制度の周知徹底を図るよう国に要望しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7965

番号	4. ①
項目	特定健診向上のために、広報活動など様々な努力を行うこと。 (回答) 大阪市国民健康保険では、特定健診をより受診しやすいものとするため、特定健診の受診費用を無料にするとともに、対象者全員に受診券を送付し、身近な医療機関で受診ができる個別健診と、区役所や小学校等で受診ができる集団健診を実施しています。さらに、健診機会の確保のために受診者の利便性を考慮して、個別健診では市内 1,500 か所だけでなく府内 2,700 か所の取扱医療機関で受診できるようにしており、集団健診では年間約 300 回実施し、特定健診とがん検診の同時実施や休日開催を実施しています。令和 8 年度からはショッピングモールや図書館等で特定健診を受診できるよう、健診会場を増やして集団健診を実施する予定としています。 また、各区役所と連携した特定健診の周知・啓発、未受診者全員への SMS や受診勧奨はがきの送付等を実施し、特定健診の受診率向上に努めております。令和 5～7 年度には大阪府医師会と連携したかかりつけ医からの受診勧奨等を実施し、より効果的な受診勧奨となるよう努めてきました。令和 6 年度からは新たに、おおさか健活マイレージ「アスマイル」の市町村独自ポイントの付与を実施し、令和 7 年度からは国保人間ドックの無料対象者年齢の拡大、また新たに特定健診の必須項目に視力、聴力等を追加した「国保プラス健診」の事業を実施しています。 令和 8 年度は受診券を使用して国保の特定健診・国保プラス健診・国保人間ドックのいずれかを受けた方に「国保の健診受診キャンペーン」として様々なプレゼントが抽選で当たる企画を実施しており、その結果を分析・評価し、より効果的な受診勧奨方法の検討を進めてまいります。
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業グループ） 電話：06-6208-9876

番号	4. ②
項目	生活保護利用者の「受診票」を申請制でなく速やかに送付すること。また、対象者と受診者数を公表すること。
(回答) 本市では、40 歳以上の生活保護受給者を対象に、健康増進法に基づく市町村業務として大阪市健康診査を実施しており、ホームページや広報紙を活用した制度周知などを行っております。 本健康診査では、生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、受診対象外となるため、まずはご本人様からお申込みいただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしています。 なお、対象者は当該年度末までに 40 歳以上となる大阪市に住民登録がある方で、申込時および受診時に生活保護または中国残留邦人支援給付を受給中の方であり、昨年度受診者数は別紙のとおりです。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号	4. ③
項目	ガン検診の受診率を高めるよう、効果的な施策を行うこと。 (回答) がん検診の受診率向上に向けては、担当部署と連携し、はがきやSMSによる受診勧奨を行うほか、20歳の女性市民には子宮頸がん検診、40歳の女性市民には乳がん検診（マンモグラフィ）の無料クーポン券を送付しております。 加えて、昨年度に引き続き、市民の健康意識を高め、がん検診の受診行動を促すため『いっとこ！がん検診キャンペーン』の取組として、41歳から59歳までの大阪市国民健康保険に加入されている女性の方にも、乳がん検診（マンモグラフィ）無料クーポン券を送付し、受診促進に努めております。 さらに令和3年度から一部の区においてモデル実施しておりました、対象者の自宅へ大腸がん検査キットを郵送し、予約不要で市民に身近な区役所等の特設会場で検体を回収する「ナッジ理論（＝そっと後押しする）を活用した大腸がん検診」を、令和7年度より市内全区において実施しております。 今後も、これまでの取組による効果の検証を行い、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる受診率の向上に努めてまいります。 此花区では、がん検診の受診率向上に向け、此花区公式LINE等を活用し、がんや検診の正しい知識、早期発見・早期治療の重要性、対象者や受診方法等を分かりやすく継続的に発信し、受診行動につながる情報提供を行っています。 また、予約方法や受診の流れを示すとともに、区役所実施の集団がん検診では行政オンラインシステムにより24時間予約を受け付け、受診時の不安や手続き負担の軽減を図っております。さらに、企業や医療機関等と協働し、啓発やイベント等を通じて検診情報に触れる機会を増やし、がんへの理解を深めることで、受診促進と早期発見・早期治療につながるよう引き続き取り組んでまいります。
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969 此花区役所 保健福祉課（保健） 電話：06-6466-9882

番号	5. ①
項目	窓口で「水際作戦」でパワハラ、セクハラ発言で、申請を思い留まらせるような言動は根絶すること。 (例) 長時間待たせる、体を使って働け、家や保育所を探して来い、貯金が5万円以下になって出直せなどの言動。
	(回答) ケースワーカーや受付面接担当職員等に対しては、生活保護法や実施要領等に基づいた保護の実施となるよう新任向けの研修や実践的な研修等を行っており、引き続き資質の向上に努めてまいります。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ②
項目	窓口では、懇切丁寧に聞き取り、要領よく説明し、面談記録を他の相談員にも共有するなど、気持ちよい応対をすること。例えば、「長時間聞き取りをされた」ではなく「よく話を聞いてくれた」と思われるような対応に努力すること。
(回答) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日 社援保発第 0330001 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において「面接相談や保護の申請時においては、懇切丁寧に法の趣旨や制度概要を説明するとともに、他法他施策について専門的な立場からの助言を行う等適切な援助を行うことが必要である。」とされています。適切な面接相談となるよう受付面接担当者等に対し、研修等を実施しているところです。また、面接記録については課内で共有し、保護の適正な実施に努めております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ③
項目	「扶養照会」を強要しないこと。廃止を具申すること。
(回答) 扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするということではなく、個々の状況から判断して行っています。なお、生活保護法による保護の実施要領等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. ④
項目	貸付「つなぎ資金」は速やかに支給し、生活支援の相談にも対応すること。
(回答) 本市では、つなぎ資金として大阪市緊急援護資金貸付事業を実施しており、本事業は、生活福祉資金等の公的給付又は公的貸付から支給決定を受けた者が、緊急に資金を貸し付けることにより、その支払日までに緊急に資金を必要とする場合に、その世帯の援護を目的とするものです。 貸付手続において、申込書の提出があった時は、必要に応じて借受資格等について調査等を行った上で、貸付決定を行うこととなっております。 生活保護の相談に案内された方に対しては、今の生活状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策を検討し助言する一方で、申請意思を確認した方には申請していただいています。 相談に際しては、生活保護実施の態度として、「生活保護法、実施要領等の遵守に留意すること。」「関係法令を理解し、その適用に遺漏のないように留意すること。」「被保護者の立場を理解し、そのよき相談相手となるようにつとめること。」とされていることから、研修等を実施し、ケースワーカー等の資質の向上に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7970 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ⑤
項目	CW（ケースワーカー）の対応の仕方・言動が悪い例がある。例えば、「引っ越し・大型ゴミの処分費用は出ない、生保受給者はフードバンクを利用できない、プレミアム商品券の差額は収入になる、生活クラブには入会出来ない」など不安を抱かせる例が出されている。区役所でも、研修や指導を徹底すること。
（回答） CW の対応につきましては、接遇研修や接遇向上の取組を実施しております。また、生活保護制度についての研修も随時実施しております。CW 一人一人が生活保護制度を理解し、丁寧な対応を心がけているところであり、引き続き、適切に対応してまいります。	
担当	此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	5. ⑥
項目	シングルマザー宅への訪問は必ず女性ケースワーカーが同行すること。
(回答) ケースワーカーは、家庭訪問において被保護者の状況を理解したうえで、自立助長を図るとともに、信頼関係を築くよう努めております。なお、DV被害者など配慮が必要とされる方に対しては、状況に応じて対応しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	5. ⑦
項目	生活保護の鍼灸の施術は「医師の同意日」まで遡って認めること。また、「施術同意確認書」を施術券発行の要件にしないこと。
(回答) 医療扶助（施術給付）の事務において、本人からの扶助申請後に記入済みの給付可否意見書が提出された場合、生活保護法及び医療扶助運営要領に基づき、制度における整合性の確認及び嘱託医審査において意見を聴取したうえで医療扶助（施術給付）の可否について、各実施機関が決定をします。 生活保護法第 50 条第 1 項の規定により定めている「指定医療機関医療担当規定」第 3 条において、「指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない」とされ、指定施術機関においても「同第 13 条にて同第 3 条を準用すること」となっています。 よって、生活保護法及び医療扶助運営要領に基づき、被保護者に対して実施される施術において、実施機関において扶助を決定した日を有効開始日として施術券を交付する取扱いを行っています。 また、施術同意確認書は、「必要に応じて同意医師に行う病状照会の回答書として使用することができるもの」として取り扱っております。今後も必要に応じて活用してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8089

番号	5. ⑧
項目	電化製品が故障した時の買い替え資金を援助すること。
(回答) 生活保護は、生活保護法や「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日 厚生省発社第 123 号 厚生事務次官通知 以下「実施要領」といいます。)等に基づき実施しております。 実施要領において、日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で計画的に購入すべきと定められているため、電化製品等の購入については、生活保護費の中で賄っていただくことが基本となりますが、いくつかの要件を満たしている場合には支給することが可能となっています。 その要件としては、「保護開始時や長期入院・入所から退院・退所して新たに住居を構える必要がある場合」、「災害にあった場合」、「犯罪被害等により安全確保のために新たに転居する場合」等が実施要領において示されています。 なお、生活保護法による保護の実施要領等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	5. ⑨
項目	「生活保護は権利です」のチラシやポスターを作成して活用すること。
(回答) 大阪市においてはホームページへの掲載等により、生活保護制度の概要について周知するとともに、生活に困窮されている方や保護の受給を希望される方は、ためらわずに各区保健福祉センターに相談されるよう案内しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	6. ①
項目	認可保育所への年齢別定員数と応募者数、利用保留児童数と内訳別数を明らかにし、保留児童解消の具体的な対策・計画を提示すること。

(回答)

利用定員（私立のみ）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R8. 4. 1	2,947	5,813	6,662	6,969	6,901	6,818	36,110

・令和8年4月1日現在の国の定義に基づく待機児童数及び利用保留児童数は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	令和8年4月	令和7年4月	増 減
新規利用申込数(保育認定者のみ) (A)	15,078	14,840	238
利用決定児童数 (B)	12,130	11,900	230
転所希望 (C) *1	405	412	▲ 10
利用保留児童数 (D) = (A) - (B) - (C)	2,543	2,528	18
一時預かり等対応幼稚園 (E)	12	23	▲ 11
企業主導型保育事業 (F)	276	154	124
育休中 (G) *2	816	767	49
求職活動休止中 (H) *3	206	229	▲ 22
特定保育所希望等 (I) *4	1,233	1,355	▲ 122
待機児童数 (J) = (D) - (E) - (F) - (G) - (H) - (I)	0	0	0

(説明)

利用決定児童数には、調査日時点で保育施設等の利用内定を受けているものを含まず。
利用保留児童数のうち、こども家庭庁の基準により待機児童数から除外する項目ごとに計上しています。

*1 転所希望

保育所等を現在利用しているもののうち、第1希望の保育所等でない等の理由により他の保育所等への転所を希望しているもので、現保育所等を継続して利用するもの

*2 育休中

4月1日現在において育休を取得しているもの(利用予約的に申込んだもののほか、利用保留により育休期間を延長するなど、結果として育休中となったものも含む)のうち、復職の意思がないことが確認できたもの

*3 求職活動休止中

4月1日現在において、保護者が求職活動を行っていることが確認できないもの

*4 特定保育所希望等

他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し待機しているものや、利用可能な保育所等のあっせんに応じなかったもの

本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、認

可保育所等の整備を進めているほか、保育人材確保、保育所等における障がい児の受入れ等、様々な取組を実施し、引き続き待機児童を含む利用保留児童の解消をめざしています。

担当

こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ）

電話：06-6208-8018

こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（環境整備グループ）

電話：06-6208-8126

番号	6. ②
項目	小中学校の統廃合は、教育的意義、保護者や地元の合意を得て、慎重に行うこと。また、学校選択制は合理的な理由のみに留め、「指定外通学」の適用をすすめること。
大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。 小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られていたところ、審議会から令和6年3月に中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出されました。当該意見書を踏まえ、新たに中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和7年4月に条例を改正しました。 学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。 学校選択制につきましては、大阪の教育力の向上・充実を図り、子どもたちの最善の利益を図るため、子どもや保護者が「意見を述べ学校を選択できること」や、「学校教育に深い関心を持つこと」、また、「特色ある学校づくりが進むこと」などを期待されるメリットとして、PTA代表、学識経験者、公募委員などからなる熟議を経て、平成26(2014)年度入学生から制度導入されたものです。 令和3年(2021)度に、制度導入時に小学校へ入学した児童が中学校へ進学する時期に達したこと等から、一定の検証を行うこととし、制度導入時から経年で実施してきた保護者アンケートについて質問項目を拡充するとともに、あらたに地域関係者や学校を対象としてアンケートを実施し、外部有識者によるデータ分析の助言や学校長との意見交換を行い、令和5年3月に検証報告書を取りまとめたところです。 検証は、「制度の満足度」や「学校教育への関心」、「特色ある学校づくり」が進んだかといった9つの視点ごとにアンケート結果に基づきデータ分析を行い、保護者全体の約7	

割が「良い制度だと思う」、約 2 割が「どちらでもない」、約 1 割が「良い制度だと思わない」との回答をいただいております。

「学校選択制」は、就学すべき学校の指定に先立ち、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる制度で、理由を問わず学校選択が可能、保護者の意見を一定反映できる制度であるのに対し、本市における指定校の変更（「指定外就学」）は、学年途中の転居や保護者の就労等による留守家庭児童（小学生）、いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒の場合など、許可基準を定め、通学区域以外の学校への就学を認めているものであり、どちらも必要な制度であると考えています。

担当

教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9111

此花区役所 保健福祉課（子育て教育） 電話：06-6466-9558

番号	6. ④
項目	<u>ヤングケアラー</u>、生活困難児童への対策の施策を講ずること。 (下線部について回答) 大阪市では、令和3年5月に副市長をリーダーとする「ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム」を設置し、令和3年度からヤングケアラー支援に取り組んでいます。具体的には、支援の必要な子どもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ「大阪市こどもサポートネット」において、①ヤングケアラーの早期発見と支援を充実させるため、教育的支援を担う学校への指導・助言や関係機関等の連携を行うスクールソーシャルワーカーの配置や②心理的な観点から専門的な知識や技術を活かし、子どもと家庭に学校が対応する際の助言を行うスクールカウンセラーの配置をヤングケアラー支援の取組として実施するとともに、各区役所にヤングケアラーの相談窓口を設置しています。 また、中高生のヤングケアラーを対象として、もと当事者等によるピアサポートやレスパイトイベント、オンラインサロンを行う「ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業」を実施するほか、ヤングケアラー本人のケア負担の軽減を目的として、③ヤングケアラーがいる家庭等を訪問し、家事・育児等を支援する「家事・育児訪問支援事業」、④日本語を母語としない家族のために子ども若者が通訳を担っている家庭を対象として、行政機関への手続きや通院等の場面に同行して通訳を行う「ヤングケアラー外国語通訳派遣事業」を実施しており、引き続き、家族のケアにより子どもとしての必要な時間を過ごすことができないヤングケアラーを支援する取組を推進してまいります。
担当	こども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ） 電話：06-6208-8153

番号	6. ⑤
項目	いじめ根絶、不登校解消への施策を拡充すること。
(回答) 本市におけるいじめの防止対策については、「いじめ防止対策推進法」第 12 条に基づき、本市におけるいじめ防止等にかかる対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 27 年度に「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」を策定するとともに、各校において「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの早期発見及びいじめへの対応について、基本的な考え方や具体的な対応等について定めております。 また、児童生徒及び教職員がいじめについて考える機会として、平成 29 年度より「いじめについて考える日」を設定し、各校の現状に応じたいじめの未然防止に向けた取組を進めております。 また、全教職員がいじめ対応についてより一層理解を深め、方針に則ったいじめ対応を徹底するため、令和 2 年度より全教職員対象に e ラーニング研修を実施するとともに、「学校いじめ防止基本方針」の確認及び見直しを各校に指示しております。 暴力行為等の防止対策については、児童生徒が学校で安全・安心に過ごすために、あらかじめルールを明示することで、児童生徒がしてはいけないことを自覚し、自らを律することができるよう促すことを目的として、平成 29 年度に「学校安心ルール（スタンダードモデル）」を策定いたしました。このスタンダードモデルを基に、平成 30 年度より各校の実情に応じてカスタマイズし、「学校安心ルール」を運用しております。 また、学校だけでは解決が困難な事案については、令和元年度より大阪市版スクールロイヤー事業を実施し、弁護士や臨床心理士等の専門家を学校に派遣するなど、学校の支援充実を図っております。 本市における不登校児童生徒への支援につきましては、学校へ登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざし、不登校が生じないような取組や早期発見に向けた取組を進めるとともに、多様な学習機会の確保など、一人一人の実態に応じた支援に取り組む必要があると認識しております。 令和 8 年度においては、不登校にかかる総合的相談窓口である登校支援室「なごみ」のカウンセリング機能を強化するとともに、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）について、小学校 40 校、中学校 40 校において、設置及び運営への支援を拡充しております。	

また、外出が困難で、学校内外において十分な支援を受けられていない児童生徒に対し、メタバース空間を活用した不登校支援を行うモデル事業を、令和8年度から実施しております。

今後も引き続き、各校において、体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底を図るとともに、学校と教育委員会、関係機関が連携を図りながら対応を進め、いじめ・暴力行為等・体罰を許さない、安全で安心できる学校づくり、不登校が生じないような魅力ある学校づくりに加え、専門機関との連携、ICTの活用等、不登校の未然防止及び早期支援に努めるとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実に努めてまいります。

担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06 - 6208 - 9174
----	---

番号	7. ①
項目	フードバンク・フードパントリー・お弁当配布などの民間団体の取り組みについては、会場費補助、チラシ配架、消費期限間近の災害用備蓄食料の提供などの支援を行うこと。
(回答) 本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立相談支援窓口を各区役所に設置しております。 生活困窮者支援を通じて、関係機関・関係者のネットワークを構築し、「食」支援も含んだ他事業やインフォーマルな支援の活用を行いながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくりを進めています。 また、大阪市「避難所運営にかかる備蓄計画」に記載のとおり、賞味期限及び消費期限の到来まで原則1年未満の食糧や飲料水等の備蓄物資について、食品ロスの削減に努めるため、「地域における防災訓練等での活用」「区・地域・こども会等でのイベントでの活用」「学校等での自助の啓発」「防災教育の一環としての活用」「福祉避難所協定施設への提供」「区保健福祉センター事業での活用」「保育所等への提供」等とあわせて「こども食堂への提供」「フードバンク等への提供」等の有効活用を行っております。 此花区においても、生活困窮者自立相談支援窓口で生活困窮者に対し必要に応じて食糧の支援を行い、また、ファミリーマートと協定を締結し、区内店舗でフードドライブを展開して、こども食堂などへ食材を提供しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959 危機管理室 危機管理課（減災対策グループ） 電話：06-6208-7380 此花区 保健福祉課（福祉） 電話：06-6466-9857 此花区 保健福祉課（子育て教育） 電話：06-6466-9510

番 号	7. ②
項 目	子ども食堂、無料塾、子育て相談などの施策支援・事業を拡大すること。
(回答) 子ども食堂等のこどもの居場所（以下、「こどもの居場所」といいます。）は、民間団体等が自発的・自主的に取り組まれている活動で、活動場所や利用対象者の範囲なども様々です。 本市においては、地域で子どもを育む機運の醸成を図ることを目的として、民間団体等の自主的な活動を、担い手の方々の主体性を尊重しながら社会全体で支援する「子ども支援ネットワーク」を構築するとともに、開設支援や物資提供などの取組を行っているところ です。 引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、「子ども支援ネットワーク」を通じて、社会全体で子ども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進してまいります。 また、本市では、各区保健福祉センターにおいて、妊娠・出産・子育てなどの相談支援を行っておりますが、令和6年度からは各区保健福祉センターにおいて、こども家庭センター業務を実施し、これまでの相談支援に加えて、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して切れ目のない一体的な相談支援を行っております。 令和7年度からは全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる地域子育て相談機関を開設しており、子育て支援施設等において、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要に応じてこども家庭センター等の関係機関と連携を図りつつ、必要な助言や必要な支援につなげられるよう引き続き取り組んでまいります。 此花区では、令和6年8月に、子ども食堂等のこどもの居場所（以下「こどもの居場所」という。）の活動のさらなる充実を図ることを目的として、此花区役所と社会福祉法人大阪市此花区社会福祉協議会が協働し、此花区こどもの居場所連絡会（以下「連絡会」という。）を発足しています。現在は、連絡会のグループ LINE を中心に、寄付物品や助成金、区役所又は区社会福祉協議会の行事の情報提供を行っているところです。 また、区役所では、ホームページや広報誌、子育て支援情報誌「此花区よっといで 保存版」によりこどもの居場所の紹介をしており、区社会福祉協議会におきましてもホームページや広報紙によりこどもの居場所の紹介をしています。 引き続き、区役所と区社会福祉協議会が協働し、連絡会を活用した有用な情報提供に努めてまいります。	

担当	こども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ） 電話：06-6208-8153
	こども青少年局 子育て支援部管理課（子育て支援グループ） 電話：06-6208-8112
	こども青少年局 子育て支援部管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9967
	こども青少年局 子育て支援部管理課（児童支援対策グループ） 電話：06-6208-8867
	此花区役所 保健福祉課（子育て教育） 電話：06-6466-9558

番号	8. ①		
項目	避難所の開設の情報、停電時の支援、要支援者の安否確認など、地域での救援・救助活動がスムーズに出来るように、指示し、援助すること。		
(回答) 避難所の開設状況は、大阪防災アプリやおおさか防災ネットで公開し、避難がスムーズにできるよう努めています。 停電時には、ソーラー式ランタン、太陽光電池による充電可能な投光器により灯りを確保するとともに、避難者や避難所運営者のスマートフォン等に給電するためのガスボンベ式発電機を活用し、避難所運営活動を支援できるようにしています。 また、災害発生時における避難行動要支援者の安否確認につきまして、大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）において自主防災組織があらかじめ収集した情報を基に行うことを基本としています。 一方、自主防災組織では収集できない情報もありえることから、区災害対策本部は自主防災組織の協力を得て、小学校区域ごとに整理している「大阪市避難行動要支援者名簿」に基づき避難行動要支援者の避難状況を確認し、安否が未確認の場合は自主防災組織に迅速な安否確認を依頼するとともに、必要に応じて救出・救護、避難誘導等を指示することとしています。 なお、安否確認につきましては、役割分担しながら効率的に情報を集約していくことが重要であることから、「自主防災活動ガイドライン」（大阪市）に「避難行動要支援者の安否確認の手順（例）」を掲載することで、周知を図っております。			
担当	危機管理室	危機管理課（庶務グループ）	電話：06-6208-7379
	危機管理室	危機管理課（減災対策グループ）	電話：06-6208-7380

番号	8. ②
項目	各区の避難所数と、飲食料数・毛布備蓄数、避難所利用予想数、要避難支援者数と対策、生活弱者・障がい者への支援策、マンション居住者対策、津波対策、福祉避難所数などの避難計画を明示すること。
(回答) ・当区では 15 か所（令和 8 年 6 月現在）の施設を災害時避難所として指定しています。 ・備蓄物資は、施設ごとにアルファ化米 1,000 食、飲料水（500ml）1,440 本や毛布 300 枚などの日用品を保管しています。また、施設ごとに自動ラップトイレを 1 つ、各小学校にはゴムボートを一艇備えました。なお、避難所開設時には、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき物資の必要数を市本部と調整したうえで、市内の備蓄拠点から供給することとなります ・避難行動要支援者の支援策については、本市計画に基づき名簿の整備を行うとともに個別避難計画の作成に取り組んでいます。また、福祉避難所（令和 8 年 6 月現在 10 施設）の拡充に向けても取り組んでいます。 ・地域住民（マンション含む）や学校、企業等と連携し、地震や風水害を想定した防災訓練や出前授業に取り組んでいくとともに、引き続き津波避難ビル（令和 8 年 6 月現在 108 か所）や此花区防災パートナー登録事業所の拡充にも努めてまいります。	
担当	此花区役所 地域サポート課（安全サポート） 電話：06-6466-9504

番号	8. ③
項目	賃貸マンション向けの防災マニュアルを作成し、活用を援助すること。
(回答) 本市におきましては、日頃の備えから災害発生時の行動などを掲載した「市民防災マニュアル」を作成し、区役所や市役所等での配布及びホームページでの公開等を通じ、地域等における自助・共助の重要性を周知することで、市民の防災意識のより一層の向上につなげています。 なお、当該掲載内容は、戸建てやマンション等の居住形態を問わず、市民の皆さんに知っておいていただきたい災害に対する「心がまえ」と「備え」となっております。 引き続き、広報、啓発に努めてまいります。	
担当	危機管理室 危機管理課（防災企画グループ） 電話：06-6208-7358

番号	8. ④		
項目	避難ビルの協力増設と目立つ表示、災害用の物資、人的支援など、民間の協力・支援による防災態勢を拡充すること。		
(回答) 現在、市立学校や市営住宅等の公共施設のほか、民間企業等の協力を得て、津波避難ビル・水害時避難ビルを確保しています。津波避難ビル・水害時避難ビルはこれまでに、本市として、約 3,000 棟（令和 8 年 3 月 31 日時点）の施設を確保しています。なお、市民へ周知するため、津波避難ビル・水害時避難ビルの入り口において、ピクトグラムを用いた表示板を掲示しております。今後も、災害時の安全確保のため、民間の企業等のご協力・ご支援をいただきながら、津波避難ビル・水害時避難ビルのさらなる拡充に努めてまいります。 災害用備蓄物資については、大阪府域救援物資対策協議会「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」及び、大阪市「避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき備蓄しております。加えて、民間事業者等との物資供給にかかる協定等の締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努めています。 発災時の受援体制については、「応急対策職員派遣制度」や各所属において締結している「災害時相互応援協定」等に基づく国又は他の地方公共団体から応援のほか、「被災者援護協力団体」の登録制度の活用を通じた NPO やボランティア団体の受け入れなど、官民間問わず様々な団体からの人的支援の受入を迅速かつ円滑に行えるよう、引き続き体制の構築に努めてまいります。			
担当	危機管理室	危機管理課（防災計画グループ）	電話：06-6208-7384
	危機管理室	危機管理課（減災対策グループ）	電話：06-6208-7380
	危機管理室	危機管理課（防災企画グループ）	電話：06-6208-7358

番号	9. ①
項目	市営住宅の政策空家を減らし募集戸数を増やすこと。市営住宅を増設すること。若者が入居しやすいように、所得制限を緩和すること。
(回答) ① 市営住宅の空家については、法令において、災害や公共事業等の場合を除き、公平に入居の機会を得られるよう公募（抽選）により入居者を決定しており、例年、7月・2月の定期募集、5月の福祉目的募集、11月の親子近居等募集などの期間を定めた募集を行っているほか、様々な事情により速やかに住宅の確保を必要とされる方を対象に随時募集を行っております。 公営住宅の入居収入基準については、市営住宅団地住民の高齢化が進展している状況を踏まえ、コミュニティの活性化を図るため、特に若者夫婦・子育て世帯を中心とした若い世帯の入居の促進を図ることとしており、若者夫婦・子育て世帯の入居収入基準を、国で示された裁量の上限まで拡大するとともに、子育て世帯の対象を高等学校修了前とされる18歳以下の子どもがいる世帯まで緩和しております。 ② 本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約11万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。 今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えておりまして、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、建替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。	
担当	① 都市整備局 住宅部 管理課（募集） 電話：06-6208-9758 ② 都市整備局 住宅部 建設課（建設設計） 電話：06-6208-9243

番号	9. ②
項目	民泊事業は廃止すること。当面、民泊に関する騒音・ごみ問題などの苦情や相談の窓口を区役所内に設置すること。
(回答) いわゆる「民泊」には特区民泊、新法民泊、旅館業があります。住宅宿泊事業法（新法民泊）及び旅館業法（旅館業）については、全国で適用される法律であることから、その廃止を自治体が独自で判断することは困難です。 特区民泊については、急増するインバウンドの宿泊ニーズに応え、一定の役割を果たしてきましたが、その一方で民泊施設の増加に伴い、周辺地域の住民とのトラブルや苦情が増加し、様々な課題が生じていることを踏まえ、既存民泊の適正化に向けて、令和8年5月29日をもって、特区民泊の新規受付を終了したところです。 苦情相談窓口については、保健所その他、環境局、経済戦略局等においても、民泊に関する問い合わせ窓口を設置しており、引き続き対応を続けてまいります。 なお、民泊事業者は、近隣からの苦情や相談への対応を確実に行うため、「苦情対応等を行う者の氏名及び連絡先を、宿泊施設の出入口に標識として掲示すること」を責務として課されています。そのため此花区役所では、まずは民泊事業者が直接対応すべきものと整理しております。 また、民泊事業を所管している大阪市保健所において、市内の違法民泊に関する通報等の窓口を設け、相談・通報を一元的に受け付けています。 区役所で窓口を設置した場合、受付・聞き取りを行った後、内容を許認可・指導権限を有する大阪市保健所へ引き継ぎ、情報共有・確認等を経て対応することとなります。迅速性（即時性）や情報の正確性確保の面でも、大阪市保健所窓口へ相談いただくことが、迅速かつ円滑な対応に繋がるものと考えております。 一方で、区役所としても住民の皆さまからのご相談を放置するものではありません。広聴担当でお話をうかがったうえで、内容に応じて適切な担当窓口（大阪市保健所の通報窓口等）へお繋ぎするなど、必要な案内・連携を行っております。	
担当	健康局 生活衛生部 生活衛生課 電話：06-6208-9981 経済戦略局 観光部 観光課 電話：06-6469-5156 此花区役所 政策共創課 電話：06-6466-9683

番号	9. ③
項目	公園のトイレ・水道を改修し、また、未設置の公園には早急に設置すること。
(回答) トイレの改修については、主な内容として大便器の洋式化があり、それに伴って給排水等の設備配管の交換やトイレブースの割付の変更など大規模な改修が必要となることから、利用実態、施設配置状況、予算状況等様々な観点を踏まえた上で検討しております。 なお、現時点でのトイレの新設は予定しておりませんがトイレの設置基準の詳細は本市のホームページにて記載しておりますので、ご覧ください。 大阪市：公園施設の設置基準等について https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000562398.html 本市が管理する公園に設置している水道を用いた施設としては、手洗場と水飲場がございます。本市では、それらの施設について、社会状況や市民ニーズ、財政状況を踏まえ、整備していくため設置基準を定めています。手洗場については、砂場のある公園で遊戯後の手指等の洗浄のため、設置が望ましいと考えており、地元住民団体等からの要望を受けた際に、周辺や利用状況等を踏まえたうえで設置の検討を行う方針としております。また、水飲場については、公園利用者の水分補給のために手洗場と一緒に設置されることが多くありましたが、飲料水を携行する人が増加したことから、水飲場は設置しない方針としています。 なお、砂場のある公園における既設水道の改修については、各公園事務所の判断の上、適宜行っておりますが、大規模な改修が必要な場合は他の公園施設とあわせて、公園の利用状況など地域ニーズを踏まえ、効率的かつ効果的な維持管理の観点から、改修のための検討を行っております。	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6798

番号	9. ④
項目	図書館などの公共施設のトイレを洋式化すること。
(回答) ご要望いただいております内容につきましては、設備改修などの機会をとらえて、順次整備を進めているところですが、大規模な改修が必要となり、費用も高額となるため、厳しい財政事情の中、早々に市立図書館全館すべてを整備するのは難しい現状です。 いただいたご要望を参考に、整備に向けて調整、検討してまいります。 此花区役所附設会館である大阪市立此花区民ホール（此花図書館、此花老人福祉センターを除く）のトイレについては、全て洋式となっております。 今後とも、誰もが利用しやすい施設の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 此花区役所庁舎におきましては、令和7年度に女性用トイレの洋式化を完了いたしました。男性用トイレにつきましては、既に各階に洋式トイレはございますが、今後の状況に合わせ、さらなる洋式化に向けて検討を進めてまいります。 皆様が快適に利用できる施設づくりに引き続き努めてまいります。	
担当	教育委員会 中央図書館 総務担当 電話：06-6539-3313 此花区役所 地域サポート課（地域サポート） 電話：06-6466-9734 此花区役所 総務課 電話：06-6466-9625

番号	9. ⑤
項目	マイナンバーカードを強制しないこと。
(回答) 市営住宅の入居資格審査に際し、審査対象となる収入の課税時点において大阪市外に居住されていた方につきましては、本市において収入状況の確認ができないため、居住されていた市区町村の住民税課税証明書又は個人番号（マイナンバー）を提供いただくことで収入を確認しております。なお、個人番号（マイナンバー）の提供は任意であり、強制するものではありません。	
担当	都市整備局 住宅部 管理課（募集） 電話：06-6208-9758

番号	9. ⑥
項目	自衛隊への名簿提供をしないこと。
(回答) 防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。 このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。 本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、確実な個人情報保護を図っております。 自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等については、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう、引き続き広報周知に取り組んでまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06-4305-7345

番号	10. ①
項目	オンデマンドバス、コミュニティバスの運行について、利用料金は100円、敬老バスおよび障害者用パスの利用、<u>隣接区との乗り継ぎ利用もできるような制度にすること。</u>
(下線部についての回答) AI オンデマンド交通は、乗合を前提とした新たな移動サービスで、タクシーや路線バスとは異なり、限られたエリアを運行することで利用者の乗合が成立しやすくなるうえ、待ち時間や迂回の増加を抑えながら効率的に運行できます。また、AI が予約情報をもとに配車・運行ルートを最適化することで、鉄道駅などの交通結節点へのアクセス（ラストワンマイル）を補強し、交通ネットワーク全体の利便性向上を図るとともに、きめ細かな移動ニーズを補完する役割を果たします。 大阪市では、公費を投入せず、Osaka Metro Group が民間の自主事業として行政区単位を基本に運行し、利用料金についても同グループが設定しています。 隣接区への乗り継ぎについては、隣接する区域との共通の乗降場所で一旦降車し、利用される次の区域を運行するAI オンデマンド交通を改めて予約いただくことで乗り継ぎ利用が可能です。乗り継ぎの際は、運行区域ごとに定められた運賃をそれぞれお支払いいただく必要があります。 コミュニティバスの運行については、現在、市域内では鉄道を中心に民間バス路線も含めた交通ネットワークが整備されており、需要に応じた輸送サービスは概ね確保されていると認識しています。一方で、区内において独自の移動手段が必要と判断される場合には、各区が地域の実情を踏まえ、区民サービスの向上に資する取組として、運行の実施可否を検討し判断することになります。	
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06-6208-8895

番号	10. ①
項目	<u>オンデマンドバス、コミュニティバスの運行について、利用料金は100円、敬老バスおよび障害者用パスの利用、隣接区との乗り継ぎ利用もできるような制度にすることを。</u>
(下線部についての回答) 敬老優待乗車証交付事業は、本市にお住まいの70歳以上の方の外出機会の確保や社会参加の促進を目的に、Osaka Metroが運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバスを1乗車50円でご利用いただける制度として実施しています。 また、交通機関乗車料金福祉措置は、本市にお住まいの障がいのある方等の自立と社会経済活動への参加促進を目的として、障がいの程度等に応じて市内交通機関(Osaka Metro、大阪シティバス)の無料乗車証または割引証(以下「福祉乗車証」という)を交付しております。 一方、AI オンデマンド交通は、現在、公費を投じない民間事業として、Osaka Metroが運行しており、市内全域での社会実験に取り組んでいます。 今後、市民、利用者の意見を聴きながら、高齢者や障がいのある方等を含め誰もが利用しやすいAI オンデマンド交通の社会実装をめざしていきます。 敬老優待乗車証及び福祉乗車証の取扱いについては、AI オンデマンド交通の全市での実装状況を見極めた後に、人口減少や高齢化社会における新たな移動手段についての市民のご意見を踏まえ議論していくものであると考えており、まずはしっかりと利用を伸ばし、社会実験を通して新しい交通手段として地域に定着することが重要と考えています。	
担当	福祉局 高齢福祉課 電話番号：06-6208-8056 福祉局 障がい福祉課 電話番号：06-6208-7994 都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06-6208-8895

番号	10, ②
項目	シティバス・地下鉄に関する要望窓口を市役所に設置すること。
(回答) 大阪市では、平成30年4月にこれまで交通局が運営してきた地下鉄事業・バス事業を民営化し、それぞれの運営を、大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）、大阪シティバス株式会社に引き継いでいます。 シティバス・地下鉄に関するご要望はOsaka Metroが開設している「Osaka Metro・シティバスお客さまセンター」にて受け付けています。	
担当	都市交通局 総務担当 電話：06-6208-8893